

# 令和5年度 米子市任期付常勤職員（社会福祉主事）採用試験 受験案内

令和5年10月16日  
米 子 市

## 任期付常勤職員

- ・任期付常勤職員は、任期がありますが、一般職の職員として任用されます。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）は、基本的に正規職員と同様です。
- ・任用中は米子市職員として、主な勤務条件だけでなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となります。

## 社会福祉主事

- ・社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職で、社会福祉主事になるためには、受験資格に定める任用資格を有している必要があります。
- ・社会福祉主事の職務は、生活保護法等に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことです。

### 生活保護法等に基づくケースワーク業務

- ・病気や貧窮、あるいは高齢や障がいなど、さまざまな理由によって社会生活を送ることに何らかの問題を抱え、福祉サービスを必要としている人の相談にのり、適切な助言や援助を行います。
- ・福祉課においては、生活保護に関する対応などの業務に従事します。

## 1 職種及び登録予定人員

職種	登録予定人員	職務内容
社会福祉主事	2名程度	米子市福祉保健部福祉課において生活保護法等に基づくケースワーク業務に従事します

## 2 受験資格

次のいずれにも該当する方

- ① 社会福祉主事の任用資格を有する方  
(令和5年12月31日までに取得見込みの方を含む。)
- ② 普通自動車運転免許を有する方

- (1) 「社会福祉主事の任用資格を有する」には、次のいずれかに該当することを要します。
  - ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること
  - ②社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること。  
\*指定科目については、厚生労働省ホームページをご確認ください。
  - ③社会福祉法に規定する、厚生労働大臣が指定する養成機関又は講習会の過程を修了すること。
- (2) 合格者には、社会福祉主事の任用資格を有することを証明する書類を提出していただきます。  
なお、任用資格を取得できなかった場合や任用資格に係る証明ができない場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
  - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
  - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者※1 採用日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。  
2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (4) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
  - ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
11月19日(日)	米子市役所 (米子市加茂町一丁目1番地)

○ 集合時間、場所等は、応募者に別途お知らせします。

## 4 試験方法及び内容

試験科目	配点	内容	回答時間
教養試験 (多肢選択式)	100点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60分
個人面接	200点	人柄などについての面接試験	

○ 教養試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず採用されません。

## 5 申込み受付期間

令和5年10月16日（月）から令和5年11月10日（金）まで

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、11月10日（金）必着で受け付けます。

## 6 受験手続

区分	内容
提出書類	<p>受験申込書 1部 自己紹介カード 1部 返信用封筒 1通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載のうえ提出してください。</li> <li>・受験申込書には、写真を貼付してください。</li> <li>・受験票を郵送により返送するため、長形3号に84円切手を貼り、受験票の受取先（郵便番号・住所・氏名）を明記した封筒を併せて提出してください。</li> </ul>
申込先	<p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5344</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接持参、又は郵送により申し込んでください。</li> <li>・郵送で申し込む場合、封筒の表に「任期付常勤職員 受験申込」と書いてください。</li> </ul>
受験票の交付	<p>申込者には、後日受験票を郵送します。</p> <p>※11月16日（木）までに到着しないときは、米子市総務部職員課に問い合わせてください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

## 7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	11月下旬	受験者全員に対し郵送により通知します。

- この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	結果発表の日から 1か月間	総務部職員課 (本庁舎3階)

- 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしてください。その際、運転免許証、学生証等により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

## 8 採用日及び任期

採用予定日は、令和6年1月1日です。

任期は、令和6年1月1日から令和8年3月31日までです。

## 9 勤務条件

休暇等の一部を除き、正規職員と原則同様です。

区分	内容
給料	月額185,200円
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、退職手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。 ・期末及び勤勉手当の支給月数は、年間で合計4.40か月分（現在）です。 ・退職手当あり（勤続期間が6か月未満での自己都合退職等を除く）
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇、特別休暇等
福利厚生	健康保険、年金は、市町村職員共済組合に加入

- 採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。
- 採用後6か月間は、条件付採用となります。
- 地方公務員法が適用されるため、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

### 【参考】日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務
  - ア 許可、認可、免許等処分に関する業務（事業認可、建築確認等）
  - イ 検査に関する業務（立入検査等）
  - ウ 市税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する業務
  - エ そのほか、市民の権利・義務を制限することとなる業務
- (2) 公の意思形成への参画に携わる職  
本市行政について、企画、立案及び決定に参画する職（課長級以上の職）